

文書質問答弁書

回 答 日：平成23年11月11日

担当部局：危機管理監

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく土井数馬議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

質 問

平成7年5月の「防災対策特別委員会」であげた「今後の防災対策のあり方」の15項目の検討項目についてどう対応したか。また、今後どのように対応するのか。本年3月に発生した東日本大震災の状況も踏まえ、回答されたい。

答 弁

阪神・淡路大震災後、平成7年の「防災対策特別委員会」の報告書の意見をふまえ、平成8年度に地域防災計画を見直し、現在の計画になっております。

この計画の中で、議員ご指摘の検討項目の現在の対応状況及び東日本大震災の影響をふまえた今後の対応方針につきましては、次のとおりであります。

面的整備の推進や防災道路の確保について

災害時の交通を確保するために、国、県、市等が連携し新名神高速道路や北勢バイパス、国道477号バイパス、国道306号バイパス等の広域幹線道路や環状1号線、阿倉川西富田線、堀木日永線等の市内幹線道路の整備に取り組んでおります。今後も国・県と連携し、道路網の整備を進めてまいります。

また、災害に強いまちづくりを行うため、土地区画整理事業を実施し、未永・本郷地区では地区内の道路等の基盤整備がほぼ完成しております。

密集市街地の対策も含め、木造住宅の耐震化や老朽家屋の除却を促進する施策に取り組むとともに、地域住民の避難経路となる道路について、地域との協働による生活道路の整備、狭あい道路対策として建築行為に伴う後退用地の整備を進めております。引き続き、地域住民のご理解を得ながら整備に努めてまいります。

防災施設等の整備について

平成20年度に災害対策本部となる危機管理センターを設置し、情報機能等の整備を行いました。また、地区市民センターを地域の応急対策や避難等の拠点と位置づけて、情報の収集伝達機能を整備しております。また、拠点防災倉庫として、安島防災備蓄倉庫、南部丘陵公園防災備蓄倉庫、垂坂公園防災倉庫の三か所を平成21年度までに整備しました。今後、三重県が計画している広域防災拠点の整備にあわせて、三重県と協議を行いながら応急対策、緊急輸送の拠点となる都市防災拠点の整備について検討してまいります。

防災情報ネットワークの構築について

災害時には、市内の被災状況等を中心に迅速・正確に収集し、対応することが重要になります。情報の収集手段としては、テレメータシステム（雨量・水位計）により情報を収集し、総合防災システムでデータ処理をして防災行政無線で情報通信を行っております。

現在、大規模災害に備えるため、防災行政無線のデジタル化構築に向けた伝搬調査を実施するとともに、衛星携帯電話を導入する予定になっております。また、アマチュア無線ボランティア会との災害協定締結に向け取り組んでおります。今後もより迅速で効果的な防災情報ネットワークの構築に取り組んでまいります。

避難所等の確保について

現在、公共施設を中心に指定避難所は、117ヶ所指定しており、そのうち小中学校への防災倉庫の設置は、平成23年度で完了の予定となっております。残り、49ヶ所及び緊急避難所196ヶ所につきましても、平成24年度に必要な備蓄物資を整備するよう検討しております。

今後、地震の被害想定も見直しされることから、それに伴って、避難所や備蓄倉庫等の見直しが必要と考えており、緊急に津波避難ビルの協定・指定に取り組んでおります。また、拠点防災倉庫や避難施設の整備などの調査検討をしてまいります。

食料品等の備蓄・調達体制の確立について

食料の備蓄につきましては、防災備蓄倉庫に、現在想定される避難者の3日分を越える備蓄をしております。また、災害時応急生活物資等の調達に関する協定を6事業者と締結しております。

今後は、防災備蓄倉庫の整備にあわせて、必要物資の備蓄を行うとともに、

生活物資等の調達に関する協定につきましてもさらに進めてまいります。

また、災害発生時に対応するため、最低3日分の食料は、各家庭で準備しておくということの必要性を出前講座等の場において、より一層啓発に努めてまいります。

公共施設の安全性の向上について

市庁舎の免震化は、平成19年度に完了しています。また、公共施設で耐震化が必要な680施設のうち耐震化済の施設は、664施設であります。残りの公共施設につきまして、平成23年度中に耐震化を計画している施設も含め、早急に施設管理者と対策を講じ、公共施設の安全性確保に努めてまいります。

住宅・建築物の安全性の向上について

一般木造住宅の耐震化を促進するため、耐震化啓発の戸別訪問を実施したり、出前講座などで市民の防災意識向上に努めております。また、無料耐震診断を実施し、耐震化工事や除却などに対し補助事業を行っております。

今後も一般木造住宅の安全性を向上させるため、平成27年度までに耐震化率90%を達成できるよう、さらに住宅耐震化の啓発に努めてまいります。

石油コンビナート防災について

石油コンビナートの安全確保に係るこれまでの取り組みとして、ソフト面では、プラント、タンク等の定期点検に加え、特に埋設パイプラインにつきましては、掘り起こしによる安全確認をはじめとする各種点検の徹底、また、同種事故の防止を図るため事故事例の研修会等を実施いたしました。

一方、ハード面では、阪神・淡路大震災以降、消防法等の改正を踏まえた大規模タンクの緊急遮断弁の設置、液状化対策等の地震対策を指導したほか、大容量泡放射砲の導入等災害の拡大防止対策を講じております。

東日本大震災を踏まえ、津波・地震を重点として実施した防災診断での指導事項に対する各事業所の措置状況を書面あるいは立入検査等により確認し実効性を高めるほか、マニュアル化すべきものにつきましては、企業の防災規程等に記載させ確認をすることとしております。

また、三重県に対して石油コンビナート等防災計画の修正提案を行い東海・東南海・南海地震対策の応急対策計画や津波に対する予防計画を充実させたいと考えております。

このほか、国においては被害想定の見直しや危険物施設のハード面の規制の見直しが検討されていますので、この結果が公表され次第、速やかに改修等の

対応を行います。

また、今般の震災を踏まえ、事業所と消防本部との通信手段については、大変重要な事項であることから、従来の有線から無線への検討を進めております。

ライフラインの確保について

災害応急活動を迅速に進めていくには、各活動を支えるライフラインの確保は重要であります。そこで、災害応急対応が円滑に行えるよう、水道管の応急復旧、LPガスの安定供給や電気保安に関する協定の締結をしております。

次に、水道管と水源施設の耐震化につきましては、第1期水道施設整備計画から引き続いて第2期水道施設整備計画に基づき推進しているところであり、現在、接合井は100%（5/5井）及び配水池は75%（21/28池）、水道本管は90.8%（145.2/160Km）を終えている状況であります。

また、緊急遮断弁設置の配水池である応急給水拠点8箇所と災害時緊急用貯水槽13箇所において飲料水等を確保できるようにしております。また、消防水利につきましては、耐震性貯水槽を市内224基整備しておりますが、今後も引き続き、これらの対策を進めるとともに、東日本大震災の状況も踏まえ必要な対策を講じてまいります。

医療体制の整備について

市立四日市病院は、平成18年10月に三重県から災害拠点病院に指定されており、また、災害時における病院の体制、医療救護活動について独自の災害対策マニュアルを作成しております。

市立四日市病院の耐震性に関して、既設病棟については平成14年度に耐震補強工事を実施するとともに、現在建築中の新病棟は免震構造としており耐震性能は確保されております。また、入院患者及び災害による負傷者等の緊急搬送ができるようヘリコプターの離発着場として中央緑地公園が三重県の指定を受けております。

本市は、災害時における医療救護活動について社団法人四日市医師会と協定を締結するなど、医療救護活動に関する協力体制を構築しておりますが、今後も災害時の医療救護が迅速に行えるよう社団法人四日市医師会やその他関係機関と連携し、医療体制の充実に努めてまいります。

市民防災のあり方について

市民防災につきましては、現在674の自主防災組織を自治会単位で結成するとともに、大規模災害時において自主防災組織が効果的・組織的に活動でき

るよう地区単位での連合組織化をし、現在29の地区防災組織に編成されております。

地域の防災リーダーを養成するため、防災大学を実施しており、平成22年度までに470名が卒業しております。しかし、これまでは卒業生すべてが地域の防災リーダーとして活動しているわけではありませんので、平成23年度には、地区の防災組織から中心として活動していただける人材を推薦していただき防災大学を実施しております。そして、今後は、防災大学卒業生を地域のリーダーとしてネットワーク化を推進します。また、子どもの防火・防災教室を実施し、子どもの頃からの防火・防災意識の向上にも努めております。

今後、女性の防災リーダー養成のための講座を実施するなど、さらに自主防災組織の育成に努めてまいります。

財源の確保について

国・県の補助金を受け、防災行政無線などシステム整備や防災倉庫の整備、公共施設の耐震化などさまざまな施設整備を行っておりますが、今後も補助金等を活用し、必要な整備に努めてまいります。

また、災害から被災者の財産を守るための防災基金制度、広域を対象とした地震保険制度につきましては、十分な検討に至っておりませんが、先進事例を調査し検討してまいります

庁内の推進体制の充実について

災害が発生したときに、迅速かつ効率的な対応ができるように常設型の危機管理センターを平成20年度に整備するとともに、災害発生時に職員が組織的に迅速かつ的確な対応がとれるよう、図上訓練や水防訓練を定期的を実施するほか、危機管理指針を策定し、各種マニュアルの整備に努めております。

次に都市整備部の執行体制ですが、防災対策特別委員会の提言当時は、まちづくりに関する部署が都市計画部と建設部に分かれていたことから、中・長期的な対策としての防災まちづくりについては、都市計画部や建設部等における執行体制の整備、並びに庁内他部局との連携が特に重要との意見をいただいておりますが、平成15年度に組織の改編を行って都市整備部を組織し、まちづくりの計画と実施部門の一元化を図ったところです。また、危機管理室と消防本部及び都市整備部等関係部局とは、平常時から情報共有及び連携を密にし、災害発生時には、庁内体制が、迅速に的確・効果的な対応ができるよう努めております。

今後も関係部局と協力しながら防災対策の多様化と防災体制のさらなる強化を図るための種々の事業を実施してまいります。

関係機関との協力体制の整備について

大規模災害発生時には、行政だけでは対応しきれないため、初動対応や被害軽減、その後の復旧対応に自衛隊や警察、ライフライン企業等関係機関との連携が重要になります。そのため、定期的に防災会議を開催し、情報の共有を行うとともに、市民防災訓練に関係機関も積極的に参加をいただいております。

また、特に初動対応時に連携が重要な関係機関で、初動機関連携会議を開催し、情報交換を実施しております。

今後も関係機関との連携を密にし、災害時に迅速・効果的に対応ができるよう努めてまいります。

防災応援協定の締結について

災害時相互応援協定につきましては、奈良市、尼崎市と締結している他、特例市、石油基地自治体協議会の応援協定である地域的な動きをあわせて95の自治体と締結しております。

今後も同時に被災する可能性の小さい遠隔の自治体間で、相互の連携を強化して広域的な協力体制の確立を図るため、有効な災害時相互応援協定の締結を進めてまいります。

また、大規模災害に対応するための広域的消防体制につきましては、平成10年に「三重県内消防相互応援協定」を締結し、さらに県内の応援のみでは対応が困難な大規模災害につきましては、平成7年に制定された「緊急消防援助隊要綱」により県外からの消防応援体制が確立され、さらに平成16年には「緊急消防援助隊運用要綱」として法令化されたところであります。

なお、この応援体制の充実及び各県隊の連携強化を図るため、全国、各ブロックを単位とした大規模災害対応訓練を定期的実施しております。

東日本大震災の教訓を基に従来の地域防災計画を見直し、今後も各関係機関等との連携を密にし、訓練を実施するなど、災害時に迅速に地域防災計画に基づく対応が行えるよう市の防災対策の充実に努めてまいりますのでご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。